

動物実験等実施に関する規程

平成19年4月1日
19規程第2号
平成20年3月31日
20規程第46号
平成20年10月30日
20規程第70号
平成23年6月7日
23規程第102号
平成26年10月14日
26規程第41号
最終改正 平成27年3月30日
27規程第83号

目次

第1章	総則（第1条～第5条）
第2章	組織及び職務（第6条～第15条）
第3章	実験動物施設等（第16条～第24条）
第4章	健康管理（第25条～第28条）
第5章	実験動物の飼養、保管及び衛生管理（第29条～第40条）
第6章	危害等の防止及び施設・設備の安全管理（第41条～第48条）
第7章	教育訓練（第49条～第52条）
第8章	自己点検・評価・検証（第53条）
第9章	情報公開（第54条）
第10章	廃棄物処理（第55条）
第11章	雑則（第56条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を目指している国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）において、動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。本規程は、適正な動物実験を遂行することを目的として、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号）」及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）、さらに日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」並びに研究所の遺伝子組換え実験安全管理規程等の諸規程と併せて、研究所の研究内容の特質を考慮しつつ、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び動物実験等に従事する人の健康安全の観点から、理事長、動物実験責任者等が遵守すべき基本的事項及びその手続き、権限の分掌を定め、もって適正な動物実験等を行うことを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験は、法、飼養保管基準、基本指針等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとするが、特に生命現象を解明し、その成果を人類福祉の増進に反映せしめるものであることに留意し、実験動物の取扱いに当たっては生命の尊厳の自覚に基づき、常に慎重、かつ、適正な配慮を施さなければならない。また動物実験は、科学上の利用目的を達成できる範囲で、代替法の利用 (R e p l a c e m e n t)、必要最少の動物使用 (R e d u c t i o n)、動物に対する苦痛の軽減 (R e f i n e m e n t) の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等：本条第6号に規定する実験動物を試験研究、教育その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物施設：主たる目的として実験動物を恒常的に飼養若しくは保管する施設をいう。必要に応じて実験動物に実験操作を行うことができる。
- (3) 動物実験室：実験動物に必要なに応じて解剖等の実験操作を行う実験室で動物管理区域外として扱う。また実験動物を飼養してはならない。
- (4) 動物管理区域：実験動物施設のうちの実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う区域、並びにこれらの関連区域をいう。
- (5) 実験動物施設等：実験動物施設及び動物実験室をいう。
- (6) 実験動物：動物実験等に供するため、実験動物施設等で飼養若しくは保管又は実験操作等を行っている哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物（実験動物施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (7) 動物実験計画：動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (8) 動物実験実施者：動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者：動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 統括管理者：実験動物施設及び当該施設で飼養等をする実験動物を統括管理する者（研究基盤センター研究基盤技術部長、分子イメージング研究センター長、重粒子医学センター長など）をいう。
- (11) 動物実験室管理者：動物実験室を管理する者をいう。
- (12) 実験動物管理者：実験動物或いは動物実験に関する知識及び経験を有する者で、統括管理者を補佐して実験動物及び実験動物施設等の管理を担当する研究基盤センター研究基盤技術部生物研究推進課長（以下「生物研究推進課長」

という。)をいう。

(13)従事者：実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管等の実験動物取扱作業に従事する者をいう。

(14)見学者等：動物管理区域の立入者として登録されている者以外で動物管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(15)管理者等：理事長、各センター長及びセンターに属さない部・室の長（以下「センター長等」という。）、動物実験責任者の上司（センターの各プログラム、チーム又は課室の長等）（以下「所属長」という。）、統括管理者、動物実験室管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び従事者をいう。

(16)指針等：動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（衛生管理等の基準）

第4条 実験動物を取り扱う際に安全衛生管理上対象となる実験動物感染症、人獣共通感染症及び感染動物の処置基準に関しては、「実験動物の衛生管理等に関する基準」（以下「衛生管理基準」という。）を別に定める。

（細則及び実験動物取扱マニュアル）

第5条 理事長は、サル類の取扱いに関して、「サル類取扱細則」を別に定めるものとする。生物研究推進課長は、実験動物施設ごとに実験動物取扱マニュアル（以下「取扱マニュアル」という。）を別に定めるものとする。

第2章 組織及び職務

（理事長）

第6条 理事長は、研究所における動物実験等の実施に関することを総括する。なお、別表1に掲げる業務については、同表中の実務責任者が理事長に代わり専決することができる。この場合、実務責任者は、業務の実施状況について半期ごとに報告するものとする。

（動物実験委員会）

第7条 動物実験委員会（以下「委員会」という。）は、理事長、研究基盤センター長又は生物研究推進課長の諮問に基づき調査審議する。なお、委員会の設置及び運営については、「動物実験委員会細則」を別に定める。

（研究基盤センター長）

第8条 研究基盤センター長は、第6条に基づき次の業務を行う。

(1)申請された動物実験計画を委員会に諮問し、答申を踏まえて承認の可否を判断する。

(2)実験動物施設ごとに統括管理者を置き、統括管理者より提出された届出を総括する。

(3)動物実験室管理者より提出された届出を総括する。

(4)申請された実験動物施設又は動物実験室の設置、変更又は廃止に関して動物実験委員会に諮問し、答申を踏まえて承認の可否を判断する。

(センター長等)

第9条 センター長等は、各センター又は部・室における動物実験等の実務を総括するとともに、動物実験責任者より提出された動物実験計画を確認のうえ、理事長に申請する。

(所属長)

第10条 所属長は、動物実験責任者を監督することにより、適正な動物実験等を図るほか、次の業務を行う。

- (1) 動物実験計画毎に、動物実験実施者のうちから動物実験責任者を選任する。
- (2) 動物実験責任者より提出された動物実験計画を確認のうえ、当該センター長等に提出する。

(統括管理者)

第11条 統括管理者は、衛生管理基準で定める要件を満たす実験動物施設を維持管理するとともに、次の各号に掲げる事項の業務を行う。また統括管理者はこれらを遂行にあたり生物研究推進課と協力して行う。

- (1) 当該施設の設置、変更又は廃止の申請をする。
- (2) 当該施設における動物管理区域へ立ち入る者の管理をする。
- (3) 当該施設における設備等の維持、保全をする。
- (4) 当該施設における災害、盗難等の防止をする。
- (5) 当該施設における異常発見時の処置をする。
- (6) 実験動物の適正な管理をする。

(動物実験室管理者)

第12条 動物実験室ごとに動物実験室管理者を置く。

2 動物実験室管理者は、当該動物実験室の設置、変更又は廃止を理事長に申請し、承認を得なければならない。また、衛生管理基準で定める要件を満たすように維持改善に努めなければならない。

(生物研究推進課長)

第13条 生物研究推進課長は、次の業務を行う。

- (1) 実験動物の微生物学的統御に関する実務を総括する
- (2) 実験動物施設の適正な維持・管理をする。
- (3) 第6条に基づき申請された動物種等導入使用に関して承認の可否を判断する。ただし、必要に応じて委員会に諮問し、答申を踏まえて承認の可否を判断する。

(動物実験責任者)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画を所属長及びセンター長等を経由して理事長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 動物実験責任者は、動物実験計画について理事長の承認を得なければ、実験を行うことができない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について所属長を経由して理事長に報告しなければならない。

（動物実験実施者）

第15条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を守らなければならない。

(1) 適切に維持管理された実験動物施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用。

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮。

③適切な術後管理。

④適切な実験動物の処分方法の選択。

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え生物等を用いる実験）については、関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第3章 実験動物施設等

（実験動物施設の設置、変更）

第16条 実験動物施設を設置又は変更する場合は、当該実験動物施設の統括管理者が実験動物施設の設置等に関して申請し、理事長の承認を得るものとする。

2 承認を得た施設でなければ、当該実験動物施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 実験動物施設のうち動物管理区域の要件は、衛生管理基準を別に定める。

（動物実験室の設置、変更）

第17条 動物実験室を設置又は変更する場合は、当該動物実験室の動物実験室管理者が動物実験室の設置等に関して申請し、理事長の承認を得るものとする。

- 2 承認を得た動物実験室でなければ、当該動物実験室での動物実験等を行うことができない。
- 3 動物実験室の要件は、衛生管理基準を別に定める。

(実験動物施設等における作業)

第18条 動物管理区域及び動物実験室における動物取扱作業は、本規程、サル類取扱細則、衛生管理基準、「実験動物取扱者の健康管理に関する基準（以下「健康管理基準」という。）」、「動物アレルギー検査等に関する実施要領（以下「動物アレルギー検査等要領」という。）」及び取扱マニュアルに従って行わなければならない。

(動物管理区域への立入者の登録)

第19条 動物管理区域に立ち入るには、所属長は動物実験実施者又は従事者の氏名等を生物研究推進課長に届け出なければならない。

- 2 生物研究推進課長は届け出のあった者を動物管理区域への立入者として、実験動物施設ごとに登録するものとする。

(実験動物施設への立入制限)

第20条 実験動物施設内の動物管理区域への立ち入りは原則として管理者等のみとする。ただし、やむをえない理由のあるときは、見学者等は原則として事前に実験動物管理者及び統括管理者の承認を得て立ち入ることができる。

- 2 統括管理者は、見学者等を実験動物施設内の動物管理区域に立ち入らせるときは、案内者として適切な者を同行させるとともに、必要な注意事項を示してこれを守らせなければならない。

(作業衣等の着用)

第21条 動物管理区域へ立ち入るときは、専用の作業衣等を着用しなければならない。なお、動物実験室へ立ち入る際には、各実験室の取扱マニュアル等に従うものとする。

(飲食の制限)

第22条 動物管理区域及び動物実験室において、飲食してはならない。

(実験動物等の持込み、持出しの制限)

第23条 動物実験実施者及び従事者等は、業務上必要でない物品又は理事長の承認を得ていない実験動物を実験動物施設内の動物管理区域に持ち込んで서는ならない。

- 2 動物実験実施者及び従事者等は、実験動物施設内の動物管理区域で使用した物品又は実験動物を持ち出すときは、サル類取扱細則又は取扱マニュアルに定めるところにより行わなければならない。

(実験動物施設等の廃止)

第24条 統括管理者又は動物実験室管理者は、実験動物施設等を廃止しようとするときは、理事長に届け出、承認を得なければならない。

- 2 統括管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の実験動物施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第4章 健康管理

(健康診断等)

第25条 研究所の職員（定年制職員及び任期制職員をいう。以下同じ。）であって、実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、定期的に健康診断を受けなければならない。

2 研究所の職員であって、実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、採用時に健康診断を受けなければならない。また職員が新たに実験動物取扱作業に従事する場合も同様とする。

3 研究所の職員であって、実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、前2項に定める健康診断のほか、必要と認められた場合には臨時に健康診断を受けなければならない。

4 第1項及び第2項に定める健康診断の検査に係る事項並びにその他実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者の健康管理等に関する事項は、健康管理基準及び動物アレルギー検査等要領を別に定める。

(日常生活における健康保持)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、日常生活においても自ら十分な健康管理を行い、健康保持に努めなければならない。

(疾病の申告)

第27条 動物実験実施者及び従事者は別に定める健康管理基準に従って、感染症等に罹患したことを動物実験責任者、所属長経由で総務部長及び生物研究推進課長に速やかに申告しなければならない。

(疾病等の措置)

第28条 総務部長は、第25条に定める健康診断等の実施結果及び第27条の動物実験実施者及び従事者からの申告に基づき、措置が必要と認められる者については、速やかに理事長及び当該センター長等に報告するものとする。

2 理事長又はセンター長等は、前項の報告に基づき、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の者又は実験動物に感染の恐れが高いと認められる者については、業務につくことを禁止することができる。

3 理事長又はセンター長等は、妊娠中の女子従事者に原則としてイヌ、ネコ及びサル類の取扱作業には従事させないものとする。

第5章 実験動物の飼養、保管及び衛生管理

(基本方針)

第29条 実験動物取扱作業は、感染及び疾病発生の原因をできるだけ軽減又は排除し、適正な環境のもとで行わなければならない。

(微生物学的統御)

第30条 生物研究推進課長は、実験動物の衛生管理を円滑に行うため、実験動物施設の微生物学的統御を行うものとし、実験動物の作出、購入又は譲受け等の場合においても十分な微生物学的統御を経た良質の実験動物の供給に努めなければならない。

- 2 動物実験実施者は、微生物学的に統御した環境のもとで実験を行わなければならない。
- 3 実験動物の微生物学的統御は、実験動物施設ごとに行う。微生物学的統御による実験動物の区分・定義は、衛生管理基準を別に定める。
- 4 生物研究推進課長は、実験動物施設で飼養している実験動物の衛生状態を確認し、必要に応じて適切な対応を執らなければならない。

(新規動物種、系統、購入動物等の導入、使用)

第31条 動物実験等のため、新規の動物種（サル類の場合は在来の動物種も含む）又は系統等の実験動物を購入又は譲受け等により外部から導入し、使用しようとする者は、あらかじめ、理事長に申請し、その承認を得なければならない。実験動物の導入は、指針等に基づき適正に管理されている機関より行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、在来の動物種又は系統等の実験動物を購入又は譲受けなどにより外部から導入し、使用しようとする場合にも適用する。

ただし、承認を受けた後に同種又は同系統の実験動物を同一施設から導入し、使用するときはこの限りではない。

- 3 前項のただし書の場合には、あらかじめ、生物研究推進課長に届け出るものとする。

(検 疫)

第32条 生物研究推進課長は、導入する実験動物の受入れ時検疫を行うとともに日常の状態観察を行わなければならない。

(給餌・給水)

第33条 実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(消毒、滅菌等)

第34条 実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、実験動物の十分な微生物学的統御を行うため、各種器材、飼料、衣類、実験動物施設等の消毒、滅菌、殺虫、殺鼠等を適切に行わなければならない。

- 2 対象ごと及び動物種ごとの消毒、滅菌等の方法は、サル類取扱細則又は取扱マニュアルに定める。

(感染動物等の取扱)

第35条 実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、実験動物取扱作業においてやむをえず感染動物又は疾病動物を取り扱う場合は、適切な装置又は設備を用い細心の注意を払って、人及び他の実験動物への感染の防止に努めなければならない。

(感染及び疾病発生時の処置)

第36条 生物研究推進課長は、別に定める衛生管理基準により病原体による実験動物の感染及び疾病の発生を確認したときは、適切な処置をしなければならない。

2 生物研究推進課長は、実験動物に発生した疾病が発生個体の処分や実験動物施設等の閉鎖等を考慮しなければならない場合には、状況を理事長及び研究基盤センター長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告があった場合は、その疾病の実態、発生の規模及び感染拡大の危険度並びに人への感染の危険性、その他必要な事項を調査して委員会に図り、適切な措置を講じなければならない。

4 動物実験実施者及び従事者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、生物研究推進課長と相談して適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第37条 実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、異種又は複数の実験動物を同一の実験動物施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第38条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 生物研究推進課長は統括管理者と協力して、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等についてとりまとめ、研究基盤センター長を通じ理事長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第39条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を求めに応じて提供しなければならない。

(輸 送)

第40条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準等を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第6章 危害等の防止及び施設・設備等の安全管理

(実験動物による危害防止)

第41条 動物実験実施者及び従事者は、実験動物取扱作業の際には、動物種に応じて必要な防護具を着用する等、実験動物による外傷等の危害防止措置を執らなければならない。実験動物及び実験・飼育器材による外傷等の危害を受けた場合は、適切な応急処置を施すとともに、危機管理マニュアルに従い、速やかに措置しなければならない。

2 統括管理者は、動物実験実施者及び従事者以外の者の実験動物による危害を防止するため、実験動物取扱作業に関係のない者が実験動物施設にみだりに立ち入らないよう必要な措置を講じなければならない。

3 理事長は、第1項の実験動物による危害の報告を受けた場合は、必要に応じて、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例に従い、速やかに千葉市長に届け出るものとする。

(実験動物の逸走防止)

第42条 統括管理者は、常に実験動物施設及び設備の整備を図り、実験動物の施設内又は施設外への逸走を未然に防止するよう努めなければならない。

(実験動物逸走時の通報と処置)

第43条 イヌ、ネコ又はサル類等が、実験動物施設外に逸走したことを発見した者は、危機管理マニュアルに従い、速やかに状況を通報しなければならない。

2 理事長は、危機管理マニュアルに準拠して関係者と協議し、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が実験動物施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、捕獲等のために所内の関係者への指示、関係機関へ依頼するなどして事態解決の対策を講じなければならない。

(設備等の安全確保)

第44条 安全・施設部長及び統括管理者は、実験動物施設における機械器具その他の設備等(実験動物を適切に飼育管理するための空調設備等の共通設備を指し、以下「設備等」という。)による危険を未然に防止するため、それぞれ設備等の日常の運転、保守及び管理を行うとともに定期検査等必要な措置を講じなければならない。

(実験動物施設の異常時の措置)

第45条 統括管理者は、当該実験動物施設における設備等の故障による飼育条件の悪化等重大な異常を発見したときは、直ちに、原因を調査するとともに適切な処置を施し、その結果を安全・施設部長に報告しなければならない。

2 安全・施設部長は、前項の報告を受けた場合は、必要な事後措置を講じなければならない。

(災害、盗難等の防止)

第46条 統括管理者は、当該実験動物施設における災害の発生及び盗難を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(災害発生時の対応)

第47条 火災その他の災害が発生した場合の対応は、危機管理マニュアルの定めるところによる。

2 統括管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(休日又は勤務時間外の施設の使用等)

第48条 動物実験実施者及び従事者は、休日又は勤務時間外に実験動物施設を使用するときは、生物研究推進課長に届け出なければならない。

2 生物研究推進課長は、前項の届け出があった場合は、これを当該実験動物施設の統括管理者

に通知する。

第7章 教育訓練

(一般教育)

第49条 生物研究推進課長は、第6条に基づき新規採用者等に対し実験動物に関連する業務について必要な基礎教育を実施するものとする。

(実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者の教育)

第50条 研究基盤技術部長は、第6条に基づき毎年実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者に対して、以下の教育を実施するものとする。

- (1)法、指針等、研究所の定める規程等。
- (2)動物実験等の方法に関する基本的事項。
- (3)実験動物の飼養保管に関する基本的事項。
- (4)安全確保、安全管理に関する事項。
- (5)その他、適切な動物実験等の実施に関する事項。

2 研究基盤技術部長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

(実地訓練)

第51条 生物研究推進課長又は所属長は、サル類取扱細則、衛生管理基準、健康管理基準、動物アレルギー検査等要領又は取扱マニュアルに基づき、動物実験実施者及び従事者に対し衛生管理、飼育管理等作業の実地訓練を随時実施しなければならない。

(受講義務)

第52条 新規採用者、実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者は、第49条から第51条に定める教育訓練を受けなければならない。

第8章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価及び検証)

第53条 理事長は、委員会に、基本指針及び飼養保管基準への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 自己点検・評価における委員会の任務については、「動物実験委員会細則」を別に定める。
- 3 理事長は、自己点検・評価の結果について、所外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第9章 情報公開

(情報公開)

第54条 理事長は、研究所における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する諸規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

第10章 廃棄物処理

(動物死体等の処理)

第55条 研究基盤技術部長は諸検査、実験処置等による実験動物死体の処理にあたり、安全・施設部長は施設から排出する汚物、排水等の処理にあたり、作業者の作業安全の確保を図るとともに環境の汚染防止等公害の発生予防に努めなければならない。

2 前項の処理の方法、手続き等については取扱マニュアルを別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この規程の所管は、研究基盤センター研究基盤技術部生物研究推進課とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、独立行政法人放射線医学総合研究所動物に関する指針（平成18年4月1日 18規程第21号）、実験動物取扱安全衛生管理規程（平成18年10月3日 18規程第115号）、独立行政法人放射線医学総合研究所実験動物安全・倫理会議規程（平成18年4月1日 18規程第54号）、独立行政法人放射線医学総合研究所実験動物植物委員会規程（平成18年4月1日 18規程第20号）は廃止する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年6月7日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年10月14日から施行する。
- 7 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

動物実験等の実施に関わる業務内容と実務責任者

業務内容	実務責任者	備考
動物実験計画に関する委員会への諮問及び承認、動物実験計画の経過・終了・中止報告の確認	研究基盤センター長	理事長名義
総括管理者の指名	研究基盤センター長	理事長名義
実験動物施設の設置・変更・廃止に関する委員会への諮問及び承認	研究基盤センター長	理事長名義
動物実験室の設置・変更・廃止に関する委員会への諮問及び承認	研究基盤センター長	理事長名義
動物種等導入使用に関する委員会への諮問及び承認	生物研究推進課長	理事長名義
新規採用者等の一般教育の実施	生物研究推進課長	理事長名義
実験動物管理者、動物実験実施者及び従事者の教育の実施	研究基盤技術部長	理事長名義